

令和元年8月29日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

メール便の配達に係る適正な業務実施の徹底について

メール便を提供する貨物自動車運送事業者において、一部のメール便が未配達となっているなど不適切な事案が発生しています

貨物自動車運送事業法においては、利用者利益の保護についても、その法益とされているところであり、同法を遵守した適切な業務実施が求められる中、トラック事業の業務に関してこのような事案が発生していることは、貨物自動車運送事業に対する信用・信頼を大きく揺るがしかねず、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、上記のような事案の発生を防止するためには、メール便の配達の状態を適切に管理すること等が重要であると考え、メール便を提供している貴会会員に対し、下記の点について改めて徹底するよう、周知のほど宜しくお願い致します。

記

1. メール便の配達の状態や管理体制等について、自社内で改めて点検すること
2. 上記の点検結果を踏まえ、必要に応じて自社内における対策等を講じること
3. その他、法令の遵守等について、改めて自社内での周知・徹底を図ること

以上